主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

察庁検事前野定次郎は、昭和四一年四月三〇日申立人の告訴にかかる被疑者A他・ 名に対する私文書毀棄等の被疑事件について、嫌疑不十分等の理由で不起訴の処 分をなし、また同庁検察官事務取扱副検事西山良夫は、昭和四〇年一一月二九日前 同様申立人の告訴にかかる被疑者Bに対する暴行被疑事件について、 して不起訴の処分をした。そこで申立人は、右各処分をした右両検察官につき各刑法一九三条所定の公務員職権濫用の罪にあたる嫌疑があるとして東京地方検察庁に告訴したが、同庁検事川島興は、昭和四一年一月一八日いずれもその嫌疑なしと の不起訴裁定をして、その旨を通常葉書をもつて郵便により申立人に通知した。こ の通知書は、同月二二日申立人の在監する府中刑務所に到達し、即日申立人に交付 の通知書は、同月二 された。そこで申立人は右両検察官に対しいずれも刑事訴訟法二六二条一項に基く 付審判請求をする趣旨の審判請求と題する昭和四一年一一月二五日付書面二通を作 成し封書とし係官に差し出した。係官は同月二八日午前九時四五分これを受理し 即日郵便ポストに投函し、この封書が東京地方検察庁に同月三〇日到着係官において、これを受理していることが認められる。それ故、このような請求は到達主義が原則であるから、右検察庁に到達した一一月三〇日を基準として考えれば、申立人が不起訴処分通知を受けた同月二二日から数えて刑事訴訟法二六二条二項所定の七月の問題を経過しませた。 日の期間を経過し請求権消滅後の請求ということになり、原決定の結論は止むを得 ないこととなるけれども、同法五六条刑事訴訟規則六六条の二の定むるところに従 つて、不変期間の延長のあつた場合、或いはこの請求について刑事訴訟法三六六条 一項の上訴に関し在監被告人の便宜を図つた規定の準用ないし類推適用があるとい う解釈が可能であれば、申立人主張の如く府中刑務所の係官に差し出し受理された ときに適式の請求があつたことになるわけである。本件において前記法条に基く不 変期間の延長の手続がなされた事跡は存しないから、専ら前記刑事訴訟法三六六条 が準用または類推適用される場合であるかどうかを以下検討することとする。

項)、また不起訴処分の通知は裁判の告知とは異つてその方式が法定されていないので適当な方法によつてすれば差し支えないのであるが、本請求はこの通知が前提となつて〈要旨〉いる。これらの相異点を勘案して前記法規並びに判例によつて準用ある場合と対照して検討するに、法令に明〈/要旨〉文があれば兎も角解釈によつて直ちに前記在監人の上訴に関する同法三六六条一項の規定を付審判請求に関する同法二六六条二項の場合に準用ないし類推適用することは許されないと解するのが相当と思料される。

従つて、以上述べたところにより、本件付審判の請求が、たとえ同法二六六条二項所定の期間内に監獄の長またはその代理者に差し出しその者において受理したとしても、適法に差し出す相手方たる検察官に到達したのがその法定期間を経過した後であることが明らかな以上、この請求は不適式な右請求権消滅後のものと認めるのが相当であるのみならず、検察官前野定次郎、同西山良夫の前掲告訴事件の捜査並びに不起訴処分については右両検察官の職務上忠実に行つた当然の行為であて、所論のような職権濫用の事実は窺われないから、右両検察官にその犯罪の嫌疑はないとしなければならない。従つて、いずれにするも原決定は正当であつて、申立人の請求は、排斥を免れない。

よつて刑事訴訟法四二六条一項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 江碕太郎 判事 石田一郎)